

先生各位

## 検査内容変更のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、下記の項目におきまして検査内容を変更させていただきますのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

## 記

《変更日》 令和2年4月1日（水）受付分より

《変更内容》

総合検査案内	検査コード	検査項目名称	変更内容	変更後	変更前
P.106	4298	大腸菌 O157	保険注釈 付加 コメント 依頼方法	下記参照	
	3492	病原性大腸菌血清型			
	4469	腸管出血性大腸菌			
P.108	2815	大腸菌ベロトキシン			

※ その他の検査内容に変更はございません。

《変更理由》 診療報酬の算定方法が一部改正されたため

《保険注釈》

改正後（変更後）	現行（変更前）
<p><b>D012 感染症免疫学的検査</b>                      (33) <u>大腸菌血清型別は、細菌培養同定検査により大腸菌が確認され、及び大腸菌ペロトキシン定性により毒素が確認又は腸管出血性大腸菌用の選択培地に菌の発育が確認され、並びに血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。</u>                      この場合において細菌培養同定検査の費用は別に算定できない。</p> <p><b>D023-2 その他の微生物学的検査</b>                      (3) <u>大腸菌ペロトキシン定性は、細菌培養同定検査により大腸菌が確認され、病原性大腸菌が疑われる患者に対して行った場合に算定する。</u></p>	<p><b>D012 感染症免疫学的検査</b>                      (32) 大腸菌血清型別は、細菌培養同定検査により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。                      この場合において細菌培養同定検査の費用は別に算定できない。</p> <p><b>D023-2 その他の微生物学的検査</b>                      (3) 大腸菌ペロトキシン定性は、大腸菌の抗原定性の結果より病原性大腸菌が疑われる患者に対して行った場合に算定する</p>

《病原性大腸菌血清型検査の付加コメントについて》

	変更後	変更前
検査を実施した場合	大腸菌血清型別実施	大腸菌血清型別実施（180点）
検査を実施しなかった場合	大腸菌血清型別実施せず。	大腸菌は検出されませんでした。

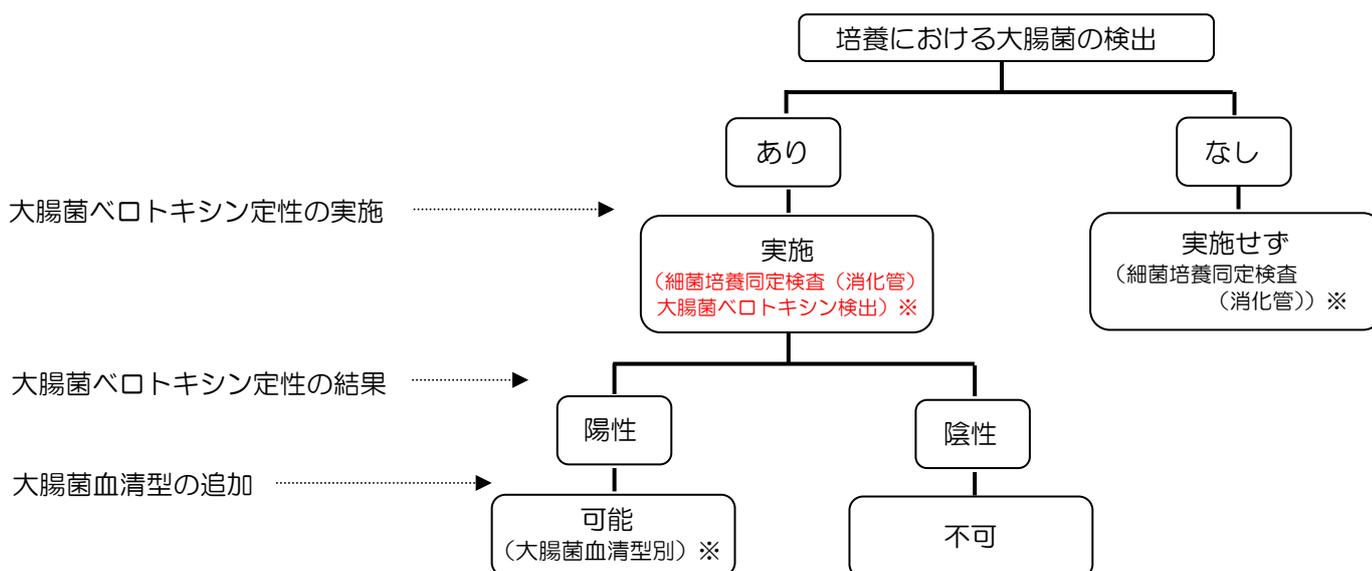
《依頼方法》

依頼方法 ①

一般細菌培養同定  
又は  
目的菌のみ培養同定

+

検査コード	検査項目名称
2815	大腸菌ペロトキシン定性



※ 保険点数算定

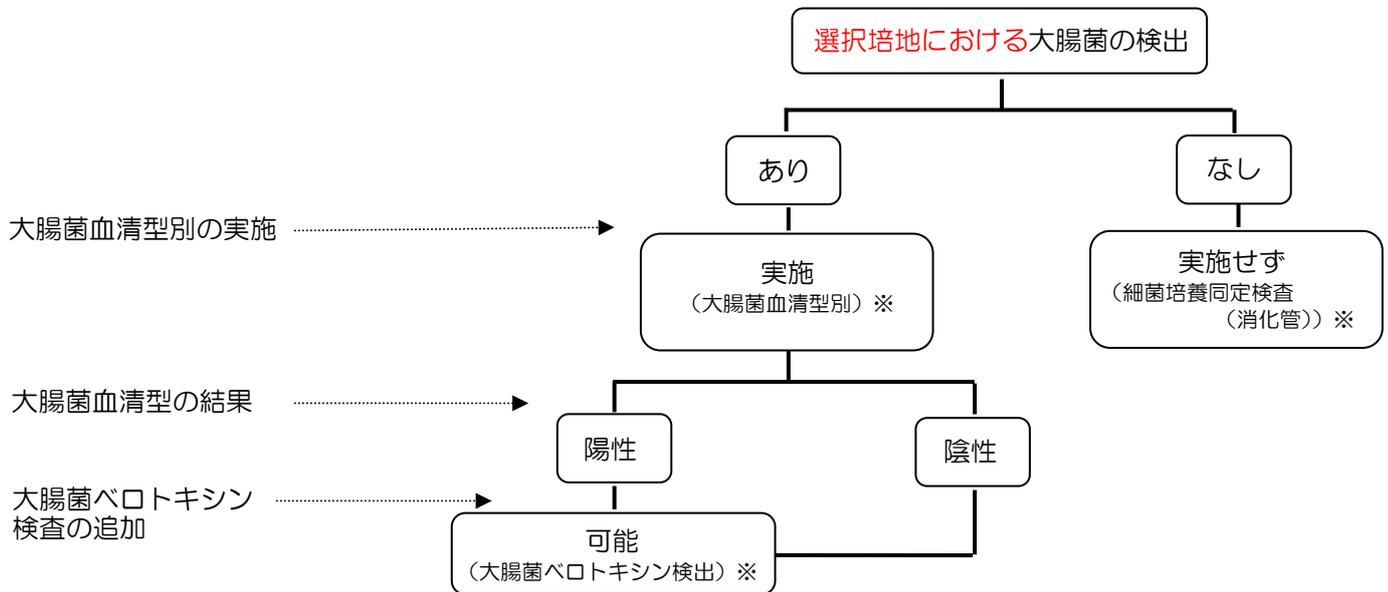
- ・ 「大腸菌ペロトキシン定性」を実施した場合は、「細菌培養同定検査（消化管）」の算定も可能

依頼方法 ②

一般細菌培養同定  
又は  
目的菌のみ培養同定

+

検査コード	検査項目名称
4298	大腸菌 O157
3492	病原性大腸菌血清型
4469	腸管出血性大腸菌



※ 保険点数算定

- 「大腸菌血清型別」を実施した場合は、「細菌培養同定検査（消化管）」の算定は不可

《注 意》

- 病原性大腸菌血清型及び腸管出血性大腸菌の検査をご依頼される場合は、大腸菌ベロトキシンとの同時依頼（依頼方法①）を推奨致します。
- 同時依頼の際に大腸菌ベロトキシン定性検査が陰性の場合は、大腸菌血清型別検査は実施致しません。